

安心が大きくなる、将来の準備をしませんか？ 農業者年金 農業者の方なら広く加入出来ます



加入できる方 ● 年齢20歳以上60歳未満 ● 農業従事日数年間60日以上
● 国民年金第1号被保険者

農業者年金の特徴

① 少子高齢化に強い年金です！

自分が積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式の年金です。

② 保険料の額は自由に決められます！

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料は月2万円～6万7千円の範囲内において、千円単位で自由に選ぶことが可能です。

③ 保険料の国庫補助があります！

次の要件を満たす方が、国庫補助を受けることができます。

- (1) 60歳までに保険料納付済期間が20年以上見込まれる方
- (2) 農業所得（配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等）が900万円以下の方

● 保険料の国庫補助を活用する場合の留意事項

「国庫補助による保険料とその運用益による年金」を受給するには、経営継承が必要となります。

④ 80歳までの保証付き終身年金

● 年金は生涯受給できます。

万が一、加入者・受給者が80歳前に死亡した場合でも、80歳までに受け取る予定の農業者老齢年金相当額が死亡一時金として遺族に支払われます。

⑤ 税制上の優遇措置！

支払った保険料は全額（12万円～80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税の節税につながります。払った保険料の15%～30%程度の節税につながります。

お問い合わせ先 立科町農業委員会 農林課内 電話 0267-56-2311

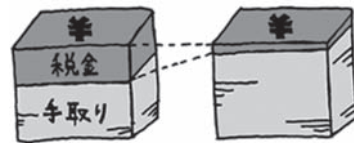
農地の売買なら任せて安心！（公財）長野県農業開発公社

対象農地：公社が売買する農地は、農業振興地域の農用区域内が対象です

農地を売られる方

譲渡所得が800万円まで特別控除されます。（買入協議制度を活用した場合は、1,500万円まで）

計算例	通常の売買	公社活用の売買
譲渡価格	800万円	800万円
取得費+譲渡費用	40万円	40万円
特別控除額	0万円	800万円
課税所得額	760万円	0万円
税金(20%)	152万円	0万円



農地を買いいたい方

登録免許税

登録免許税の税率15/1,000が、8/1,000に軽減されます。

不動産取得税の軽減

不動産取得税の計算において、課税価額の1/3相当が控除されます。

制度資金の融資対象

別途、金融機関による審査が必要。

※公社の農地売買には、手数料がかかります。

売り手・買い手双方の 心理的抵抗感を解消します

不安解消

不安解消
その1

公的機関として調整をさせていただきます。

不安解消
その2

公社が一旦農地を買受けてから売り渡しますので、安心して売買ができます。

不安解消
その3

農地売買に関する手続きを公社が支援いたしますので、売り主・買い主はわずらわしさがありません。

お問い合わせ先 立科町農業委員会 農林課内 電話 0267-56-2311